刑法 I ーガイダンス

序 概要

刑法とは? 刑法総論と刑法各論

- I 授業計画
- 刑法の基本原理
- 犯罪体系論
- 不作為犯論
- · 因果関係論
- · 故意犯論·錯誤論
- 過失犯論
- 違法性論
- •緊急行為論
- 責任能力論
- ・未遂犯論
- ・共犯論

Ⅱ 判例の読み方

- ・判例の重要性 最新判例のチェックー判例時報 etc.
- ・判例の意義 個別事件に対する判断 結論の具体的妥当性
- ・判例に対する学説の意義 判例の体系化、理論的基礎の探求→判例予測 判例の批判的検討
- ・判例・通説の位置づけ 判例・通説の正確な理解 少数説の重要性

• 具体例

(ex.1)電気窃盗事件(大判明 36·5·21 刑録 9 輯 874 頁)

電気商会を営む被告人が従業員に命じて電線から勝手に支線を引かせ、工場等に電灯をつけさせた事案

「可動性及び管理可能性の有無を以て窃盗罪の目的たることを得べき物と否らざる物とを 区別するの唯一の標準となすべきものとす而して電流は有体物にあらざるも五感の作用に 依りて其存在を認識することを得べきものにして之を容器に収容して独立の存在を有せし むることを得るは勿論容器に蓄積して之を所持し一の場所より他の場所に移転する等人力 を以て任意に支配することを得べく可動性と管理可能性とを併有するを以て優に窃盗罪の 成立に必要なる窃取の要件を充たすことを得べし」

cf. 旧刑法第 366 条「人ノ所有物ヲ竊取シタル者ハ竊盗ノ罪ト爲シ二月以上四年以下ノ 重禁錮ニ處ス」

(ex.2)鯉流出事件(大判明 44·2·27 刑録 17 輯 197 頁)

他人の養魚池の鯉約 2800 匹を流出させた事案

「其鯉魚を流出せしめたる行為は刑法第 261 条に所謂物の傷害なること論を俟た」ない。